

与教第1017号
令和2年5月1日

与那国町立各幼稚園長
与那国町立各小・中学校長 殿

与那国町教育委員会
教育長 田原 伊明
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関連する対応について【第9報】(依頼)

みだしのことに関連して、【令和2年4月13日付与教第150号】で依頼した臨時休校(園)期間が終わり、5月7日(木)に各幼稚園、小・中学校が再開となります。

つきましては、【令和2年4月24日付「教義第120号教育活動の再開等に関するQ&A」】等を御確認の上、下記の対応をよろしく願います。なお、常に最新の情報を御確認ください。

記

1 学校再開ガイドラインに示す感染症対策を講じること

学校再開ガイドラインに示す感染症対策を講じた上で、各教科等に共通する感染症対策として、次の取組等を行う。

- (1) 共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒する。
- (2) 共用の教材、教具、情報機器などを触る前後で手洗い、除菌行為を徹底する。

2 部活動、スポーツ少年団の活動は、当面の間行わないこと

各教育活動については段階的に再開する必要があることから、学校再開後の状況を確認し、開始可能時期について後日知らせる。

3 他団体への学校施設開放は、当面の間行わないこと

各団体のメンバーや活動内容を把握することが困難であることから、開放可能時期については、後日知らせる。

4 5月7日以降にやむを得ず島外へ渡航した幼児・児童・生徒及び教職員への対応

※ 沖縄県の緊急事態宣言が解除される日までを想定

※ 5月6日までの対応は、【令和2年4月17日付与教第996号「第8報」】で通知済み

(1) 八重山郡外の場合

帰島後2週間は、登校(園)及び出勤をせず、自宅待機とする(出席停止扱い)。
同居する家族が渡航した場合も、同様の対応とする。

(2) 八重山郡内(石垣島等)の場合

帰島後2週間は、健康観察特定対象者として、従来通りの「登校(園)前、帰宅後の検温」に加え、マスクを着用する等、健康状態の確認徹底を図る。
同居する家族が渡航した場合も、同様の対応とする。

【本件担当】

与那国町教育委員会 教育課
教育課長 磯部 大輔

TEL : 0980-87-2002 FAX : 0980-87-2074

E-mail : kyouiku-kachou@town.yonaguni.okinawa.jp